

令和4年第6回坂町議会臨時会

会 議 録

1. 招 集 年 月 日            令和4年4月21日（木）

2. 招 集 の 場 所            坂町議会議場

3. 開 会（開 議）           令和4年4月21日（木）

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（12名）

|                |                   |
|----------------|-------------------|
| 1番 向 田 清 一 君   | 2番 安 竹 正 君        |
| 3番 光 岡 美 里 君   | 4番 主 枝 幸 子 君      |
| 5番 奥 村 富 士 雄 君 | 6番 柚 木 喬 君        |
| 7番 出 下 孝 君     | 8番 瀧 野 純 敏 君      |
| 9番 大 田 直 樹 君   | 10番 中 雅 洋 君       |
| 11番 中 川 ゆかり 君  | 12番 川 本 英 輔 君（議長） |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|             |             |
|-------------|-------------|
| 町 長         | 吉 田 隆 行 君   |
| 副 町 長       | 岡 村 恒 君     |
| 教 育 長       | 枝 廣 泰 知 君   |
| 技 監         | 鈴 木 晃 君     |
| 情 報 政 策 監   | 鳴 川 雅 彦 君   |
| 総 務 部 長     | 車 地 孝 幸 君   |
| 民 生 部 長     | 藤 本 大 一 郎 君 |
| 教 育 次 長     | 坂 本 孝 博 君   |
| 総 務 課 長     | 西 谷 伸 治 君   |
| 企 画 財 政 課 長 | 山 本 保 君     |
| 税 務 住 民 課 長 | 松 谷 展 裕 君   |

保険健康課長

増 木 梨 江 君

生涯学習課長

福 嶋 浩 二 君

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

西 谷 信 樹 君

主 事

梶 谷 政 博 君

主 事

貞 永 隆 佑 君

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

議 事

- |      |        |                                                  |
|------|--------|--------------------------------------------------|
| 日程第1 |        | 「会議録署名議員の指名」                                     |
| 日程第2 |        | 「会期の決定」                                          |
| 日程第3 | 議案第35号 | 「坂町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」             |
| 日程第4 | 議案第36号 | 「坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」        |
| 日程第5 | 議案第37号 | 「令和3年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて」 |
| 日程第6 | 議案第38号 | 「坂町災害伝承ホール設置及び管理条例の制定について」                       |
| 日程第7 | 議案第39号 | 「令和4年度坂町一般会計補正予算（第1号）」                           |

~~~~~○~~~~~

9. 議 事 の 内 容

（開会 午前9時59分）

○議長（川本英輔議員） 議員の皆さん、引き続き御苦勞様でございます。よろしくお願いたします。

ただいまの出席議員は12名です。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより令和4年第6回坂町議会

臨時会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

お諮りします。

議事事件説明のため、説明員の出席を求めたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、直ちに出席を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時00分)

(再開 午前10時01分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 町長から特に発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 皆さん、おはようございます。令和4年第6回坂町議会臨時会が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、御多忙の中を御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

このたびの臨時会では、5件の案件につきまして御審議をお願いをいたすものでございます。案件の内容につきましては、後ほど御説明をさせていただきたいと存じます。何とぞよろしく御審議をくださいまして、御承認を賜りますようお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長(川本英輔議員) これより、議事に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、坂町議会会議規則第125条の規定により、議長において、

6 番 柚木 喬議員、7 番 出下 孝議員、8 番 瀧野純敏議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

会期は本日1日に決定をいたしました。

日程第3 議案第35号「坂町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第35号「坂町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」御説明を申し上げます。

この議案は、地方税法等の一部を改正する法律が去る3月31日に公布されたことに伴い、坂町税条例等の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

改正の主な内容につきましては、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度限りの措置として、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を現行の5%から2.5%とする改正、また、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴う改正でございます。

その他の改正につきましては、地方税法等の改正に伴う条文の整備でございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長(川本英輔議員) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これより、議案第35号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第35号は原案のとおり承認されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第4 議案第36号「坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第36号「坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」御説明を申し上げます。

この議案は、地方税法等の一部を改正する法律が去る3月31日に公布されたことに伴い、坂町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるとでございます。

改正の主な内容につきましては、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるもので、その他の改正につきましては、地方税法等の改正に伴う条文の整備でございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長(川本英輔議員) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

向田議員。

○1番(向田清一議員) 座ったままでよろしいでしょうか。

国民健康保険税条例の中で、基礎課税額が63万円から65万円に値上がりしてきますが、該当者はどれぐらいいらっしゃるのか、また、何%に当たるのか、大体どれぐ

らいの所得の方なんだろうかというのが気になりますので、教えてください。

○議長（川本英輔議員） 松谷税務住民課長。

○税務住民課長（松谷展裕君） お答えいたします。

国民健康保険税の該当者でございます。全体で約2,300人でございます。世帯で言いますと、約1,500でございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時08分）

（再開 午前10時10分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 松谷課長。

○税務住民課長（松谷展裕君） お答えいたします。

このたび63万円から65万円に改正されるわけですが、これにつきましては、本課税が7月になりますので、その本課税をしてみなければ、該当者がどれぐらいになるかというのは判明しませんので、今、ここで何人というのはお答えすることがちょっとできませんので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

向田議員。

○1番（向田清一議員） 反対討論ということでよろしいでしょうか。

限度額が2万円ほど値上げになるんですがね、平成20年度から年々値上げして、国保限度額は当時47万円、令和4年度は63万円です。後期高齢者支援分を含めると99万円になるようです。この12年間で倍にも当たる31万円が増加になっています。国民健康保険に占める国庫負担率、1984年は49.8%、2005年は3

0.4%に減ってきています。今こそ国保を元に戻すことが先決ではないでしょうか。コロナ禍で生活が困窮している状況下、先行きが見通せない中で、このような値上げは生活を根底から揺るがすものです。断じて許すわけにはいきません。この条例には反対いたします。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第36号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（川本英輔議員） 挙手多数です。

議案第36号は原案のとおり承認をされました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第5 議案第37号「令和3年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案37号「令和3年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて」御説明を申し上げます。

今回の補正は、令和2年度事業実績に基づく精算金について補正計上を行ったものでございます。

令和4年4月28日までに支出手続きを行う必要があり、議会を開く時間的余裕がなかったため、専決処分をいたしましたので、議会の皆様に報告し、承認を求めらるものでございます。

それでは、歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

6ページの基金積立金67万6千円の減額は、令和2年度事業実績の確定に伴い計

上いたしました。

諸支出金、償還金及び還付加算金67万6千円の増額については、国県支出金の過年度分返還金の確定により計上いたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） これは令和3年度の補正なんですけども、返還金というのは一定の時期が来ないと出ないということで、時期ずれというのはそういう意味ですか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

今回の令和2年度の国民健康保険の保険給付の返還金に係るものでございます。この決定通知が令和4年4月1日に参りました。このことにより、補正を専決をさせていただきます、計上をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第37号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第37号は原案のとおり承認をされました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第6 議案第38号「坂町災害伝承ホール設置及び管理条例の制定について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第38号「坂町災害伝承ホール設置及び管理条例の制定について」御説明を申し上げます。

このたびの条例制定は、災害時避難場所としての利用及び災害の記憶を次の世代に伝えていくため、子供たちが災害や避難について学べる施設として建設した本施設の管理運営を適切に行うためのものがございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） 条例の3条に日常的な清掃等の管理についてはとありますね。これらについては、詳細は規則で定められるんだろうと思うんですが、今、考えられとるこの日常的な清掃等の管理の場所ですね、どういうところを想定して、どのように管理運営されるのかいうことをちょっとお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 藤本民生部長。

○民生部長（藤本大一郎君） お答えいたします。

こちらの日常的な清掃等管理でございますが、平日につきましては、以前も2月4日の全員協議会でちょっと説明させていただきましたけども、職員でまず鍵の開閉を行います。閉めるときも職員でやる予定にしております。ただし、土日につきましては、小屋浦住民協のほうへお願いいたしまして、委託契約を結ばせていただいて、その開閉と中の掃除であるとか、そういったものについては住民協の方をお願いするというので計画をいたしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） ここでは日常的な清掃等となつとるんですね。鍵というのは清掃じゃないですね。清掃に含むんですか。等の中に含むんですかね。ということで、

もっとちょっと具体的に日常的な清掃いうのを、どのような範囲を考えておられるのかいうのをお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 藤本部長。

○民生部長（藤本大一郎君） お答えいたします。

日常的な清掃等ということでございまして、ホール内の中の掃除を指しております。鍵の開閉につきましては、等の中に含めるといいますか、鍵を開けると中には入れんもんですから、これにつきましては、清掃等の中に含まさせていただいております。

また、伝承ホールの外から入れるトイレなんですが、二つございます。そちらのほうは、やはり小屋浦の住民福祉協議会のほうで管理していただくということで、こちらのほうは伝承ホールとは別に住民協のほうで清掃等をしていただく予定にしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） この住民団体に管理を委託するということなんですけども、小屋浦の住民協のほうに何か委託料のようなものをお支払いになる予定ではあるんですか。

○議長（川本英輔議員） 藤本部長。

○民生部長（藤本大一郎君） こちらのほうは、小屋浦地区住民福祉協議会のほうへ相談させていただいた結果、住民協のほうに入るのではなくて、個人と委託契約を結ばせていただくということになっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） この委託料、管理料みたいなものですが、個人に払われるのは時給で計算されるんですか。それとも日給のようなものなんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤本部長。

○民生部長（藤本大一郎君） お答えいたします。

まず、土日だけのことなんですけども、朝、鍵を開けていただいて、点検をしていただくが1回と。閉まるのが4時ですから、4時頃に来ていただいて、鍵を閉めていただいて、点検をするというようなことで、1日2回、時給と申しますか、1回幾らというようなことで決めております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） 土日だけじゃなくて、ふだんのトイレの清掃とか、そういったものは含まれないんでしょうか。含まれないというか、ふだんはやらないということなんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤本部長。

○民生部長（藤本大一郎君） 平日につきましては、職員のほうで対応いたします。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第38号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第38号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第7 議案第39号「令和4年度坂町一般会計補正予算（第1号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第39号「令和4年度坂町一般会計補正予算（第1号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、急を要する案件につきまして補正計上を行ったもので、既定の予算総額に2,718万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を66億9,557万2千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、国庫支出金、総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金を計上いたしました。

次に、歳出で、10ページの総務費、一般管理費では、行政手続きのデジタル化を推進する経費を計上いたしました。

11ページの教育費、小学校費及び中学校費では、電子黒板の整備に要する経費を計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 9ページですか、デジタル田園都市国家構想推進交付金というのを軸にこの補正は展開されているんですが、将来の方向として、たしか情報ではタイプ1とか2とか3とかというのがホームページに出てるんですね、政府の。基本的には、町として今回はどの分野をとりあえずうたってるんですか。

○議長（川本英輔議員） 鳴川情報政策監。

○情報政策監（鳴川雅彦君） お答えいたします。

タイプ1、タイプ2、タイプ3とございまして、今回はタイプ1になってございます。タイプ1と申しますのは、既にほかの自治体等で展開されている情報システム、これを汎用的に横展開を図るということで、国のほうが推奨しているものでございまして、今回はLINEシステムの導入ということに目的ということで交付金の交付を受けたものでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） タイプ1とか2とか3は、おのおの補助率、事業費に対する

補助率が違ってくるんですね。今回、タイプ1は国の補助が幾らですか。

○議長（川本英輔議員） 鳴川政策監。

○情報政策監（鳴川雅彦君） 今回、タイプ1は補助率2分の1になってございますので、トータルでは1,088万4千円になってございます。その2分の1を今回補正計上しているということでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 将来の方向として、今、伺ったんですが、タイプ2、3に次第に移っていくと思うんですが、今回は入り口として、教育分野のデジタル化ということですね、電子黒板ですから。そういう意味でのことですか。そういうことと違いますか。とりあえず入り口として電子黒板を入れるということではないんですか。

○議長（川本英輔議員） 鳴川政策監。

○情報政策監（鳴川雅彦君） 今回、電子申請システムでございまして、電子黒板とは違っております。電子申請、つまりこれから導入しますのは、例えば住民票等の写しの交付ですとか、そういったもので、現在、窓口に来ていただいて、申請書を書いていただいて交付してございますけれども、それをオンラインによって、役場に来なくても、24時間いつでも電子申請をする、なおかつ、キャッシュレス決済によって、手数料等も合わせて納付するということで、役場に一切来ることなく、郵送で住民票等も取れるということになってございまして、電子黒板のことではございません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 10ページのPCR検査の件ですけれども、最近、ちょこちょこ学校でPCR検査しとるんですけども、そういった検査での費用負担なんですかね。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） PCR検査についてお答えをいたします。

これは令和3年度から継続をいたしております。やはり集団生活を送る小学校、中学校の児童生徒の感染、集団感染をいち早く防ぐために実施をいたしておるものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） ちょっと10ページ、お願いします。

実は、今、言われた三つのシステムの委託料が571万円で計上されているんですが、その下の使用料及び賃借料というのが92万円ということで計上されているんですが、これはおのおの上のいわゆる電子決済サービスの利用料とか、あるいは予約システムをつくって、その利用料として65万円とかというて、合計92万円の計上をされているんですが、これは92万円というのはかかるものですか。ちょっと素人的な質問で申し訳ないんですが。

○議長（川本英輔議員） 鳴川政策監。

○情報政策監（鳴川雅彦君） お答えいたします。

92万円というのは、これは年額全て使った場合になってございまして、これは実際には、これからシステム等の導入、あるいは構築を進めてまいりますので、その時間が若干かかります。ですから、今のところ、電子システムの改修が10月以降になろうかと思っています。それ以降の使用料ということになってございます。

具体的には、この電子決済システムに係る利用料は月大体2万2千円ぐらいかかっておりますので、それ掛け12か月分、プラス、もう一個の施設予約システム、これはいわゆるSunstar Hallですとか町民センター、あるいは小学校等のいろんな施設、こちらのほうを予約するシステムでございまして、その利用料ということで、年間分含めて65万円ほど。ただし、これはSunstar Hall等の全部施設約50ぐらいの部屋、これを全部入れた場合ですので、これから検討次第によりまして、少なくなることも想定はいたしております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 11ページの教科用備品についてお伺いします。

電子黒板のことだと思うんですが、納品の時期等、なかなか見込みが難しいものだと思いますが、これからどういうふう導入して、活用をいつ頃を目指しておられるのかお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 坂本教育次長。

○教育次長（坂本孝博君） お答えをいたします。

まず、納入の時期でございますけれども、本年度2学期中の導入、使用開始ということで目指しており、進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 電子黒板について、今、2学期中に納入されるということですが、今日、小中学校の小学校の6年生、中学校の3年生、全国の学力テストが行われますよね。私が思うのは、かなりこの効果を、電子黒板を活用して、授業をして、その効果が来年の学力テスト、ここら辺にどのように反映されるかというのが非常に興味を持って聞かせてもらったんですが、そこら辺の効果いうのをどういうように、これ、活用した効果いうのをどういうように評価されるんかいうのをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 全国学力・学習状況調査、今週の火曜日に実施をされましたけれども、電子黒板を導入することによって、一番私たちが期待しているのは、視覚的な部分の即効性、視覚的に見て子供たちがよく分かるという。そして、時間的な黒板に書いたりといった時間的な部分を短縮できますので、その時間が子供たち個人や、あるいは学級でしっかり考える時間に与えられるなり、また、表現力ですね、表現をするのに充てられるだろうということで、思考力、表現力を伸ばすことができるのではないかとこのように期待しております。

今の学力調査との関係ですけども、これは側面的な、一面的な部分もございます。そういったところで考える問題、ある問題にスポットを当てて、そこで比べるといったようなこともできると思いますし、また、今度、公立高校の入学選抜が表現力というものを重視するようになってまいりますので、そちらのほうの期待も考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 今の電子黒板についてですけども、今までの黒板がありますよね。そういうのも併用して使うのかどうかということと、電子黒板を使う場合に、例えば事前に入力いうか、例えばその場で手書きでやったりとか、そういうようなことも可能なんですかね。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 今、奥村議員がおっしゃりますように、電子黒板自体にいろいろなものを書き加えていくといったようなことも可能になります。それを保存したり、また、印刷につなげることもできます。そういった面での効果というのは大きいのかなというふうに思っています。

それから、この電子黒板を使うことによって、子供たちの自宅のほうにいて、学校に来ていないといったような子供たちのところにも情報提供というようなこともできるのかなと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 10ページのちょっと下なんですけど、ホームページの構築業務というのが実はあるんですが、今、リニューアルとの絡みで、構築という意味合いがどういう意味かなと。153万円もかけるんだということで、ちょっと説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本 保君） 現在、ホームページにつきましては、スマホ対応などのリニューアルを行っているところでございますが、今回、追加で動画などの新たな仕掛けを制作をいたしまして、町の魅力発進を強化していくようなことを検討をいたしております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第39号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第39号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 以上で、本日の日程を全て終了いたしました。

最後に、町長から発言を求められております。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 令和4年第6回坂町議会臨時会が閉会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本臨時会にお願いをいたしました案件につきましては、いずれも原案のとおり御決定をいただき、厚くお礼を申し上げます。

長引くコロナ禍で、先の見えない状況が続いておりますが、皆様方には御自愛をくださいますとともに、なお一層の御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（川本英輔議員） これにて、令和4年第6回坂町議会臨時会を閉会いたします。

御苦勞でございます。

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

（起立）

○議会事務局長（西谷信樹君） 互礼。

（閉会 午前10時39分）